

長崎市農業委員会 令和7年5月総会 議事録

1 日 時 令和7年5月27日(火) 14:00 開会
14:50 閉会

2 会 場 長崎県勤労福祉会館 4階会議室B(長崎市桜町9番6号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(14名)

井川 義英	池田 憲二	岩永 一也	植田 正和	尾崎 正孝
上川 満治	永岡 亜也子	平尾 政博	増田 茂	松尾 隆治
峰 忠幸	森保 欣也	柳川 八百秀	山崎 実男	

5 欠席農業委員(5名)

岩本 隆	柴原 恵	野中 麻美	森山 安男	山口 眞佐栄
------	------	-------	-------	--------

6 出席推進委員(21名)

今村 秀喜	浦川 英敏	川添 孝則	城戸 利美	久保 正
田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	野口 弘人	野口 洋太郎
野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博	松浦 行信	松本 貞幸
松本 守	三浦 信男	宮崎 好	村田 美津枝	森内 悟己
山下 和孝				

7 欠席推進委員(2名)

中山 辰也	山口 憲昭
-------	-------

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長 松尾事務長 木下農政管理係長 堀専門官
浦上主事

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から、令和7年5月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、5月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は14名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、21名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。森保欣也委員と柳川八百秀委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森保委員・柳川委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は、付議事項が6件ございますが、6月1日付で人事異動があり、転入者の方に来ていただいておりますので、時間の都合上、まず初めに、第6号議案「農業委員会事務局職員の任免について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第6号議案「農業委員会事務局職員の任免について」説明いたします。左上に①と記載した議案書の21ページをご覧ください。令和7年5月26日に、令和7年6月1日付け人事異動の発令通知がありました。農業委員会事務局職員は、「農業委員会等に関する法律第26条第3項」の規定に基づき、農業委員会が任免することになっていることから本議案を提出するものでございます。議案書の22ページをご覧ください。令和7年5月26日に発令された農業委員会事務局に係る令和7年6月1日付け人事異動の内示でございます。左側が転出者、右側が転入者です。まず、左側の転出者ですが、石川農地係長が農業委員会事務局の農地係から農業委員会事務局付けへ異動されます。続きまして右側の転入者でございますが、中央総合事務所福田地域センターの中山健一主任が農業委員会事務局農地係長として転入されます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、本件につきましては、議案のとおり農業委員会事務局職員を任免することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは転入される中山主任からご挨拶をお願いいたします。

— 転入者あいさつ —

○議長 ありがとうございます。中山主任、どうぞよろしくをお願いいたします。この後の予定があるとのことですので、中山主任はここで退席されます。

— 転入者退席 —

○議長 それでは議事を進めさせていただきます。続きまして、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○専門官 それでは、第1号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する船石町の農地2筆、1,893㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は貸付地を借受人に譲渡したいためであり、借受人が隣接した農地を購入し、農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で540日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、本田雅博推進委員より報告をお願いいたします。

○本田推進委員 現地調査についてご報告いたします。5月16日に私と増田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○専門官 続きまして、第1号議案2番についてご説明いたします。本件は、長崎市が所有する高島町の農地5筆、12,172㎡について、〇〇〇の〇〇〇が借受を行うため賃借権の設定を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は、トマト栽培事業用地として使用させるため、借受人は、トマト栽培事業に供するためであります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農

地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は7人で1,960日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、森保委員と松本委員とは、事前確認を行い、5月13日に事務局と市農林振興課において調査を行いました。現地は、主力のトマト生産ハウスの設置を行っており、第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○専門官 それでは第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する上戸石町の農地1筆について、宅地として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和33年頃から既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したのになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。昭和33年の建築時に擁壁として建設し、現在も使用しております。雨水排水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松本守推進委員より報告をお願いします。

○松本（守）推進委員 現地調査についてご報告いたします。5月14日に私と尾崎農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和33年の建設時からすでに宅地の擁壁として使用されており、追認許可申請となりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上です。

○専門官 続きまして、第2号議案2番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する茂木町の農地1筆について、宅地として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。居宅の周り部分を庭として整備されたものです。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、5月16日に行いました。申請地は宅地部分を囲む農地を昭和58年ごろから、当時の所有者である亡父が自宅周辺の畑を庭地として使用しており、追認許可申請となりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地も本人の農地であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○専門官 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海大平町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが作業場、資材置場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したのものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面計画図でございます。現在の農業用施設は作業場として利用する予定となっています。雨水排水については側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水道に放流します。次が現地の写真です。現地調査につきましては、今村秀喜推進委員より報告をお願いします。

○今村推進委員 現地調査についてご報告します。5月19日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、農地に隣接しているものの、間隔を置き影響のないように計画しており、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○専門官 続きまして、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書は4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する田中町の農地1筆603㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆603㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,266㎡となり、利用につきましては、花の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、城戸利美推進委員より報告をお願いします。

○城戸推進委員 現地調査についてご報告します。5月16日に私と松尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については、花きの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○専門官 続きまして、第4号議案2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する東出津町の農地1筆537㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。ま

た、今、説明いたしました農地1筆537㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,963㎡となり、利用につきましては、ゆうこうの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査について報告します。5月15日に私と岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはゆうこうの栽培を予定しています。現地状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○専門官 続きまして、第4号議案3番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地4筆2,117㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆2,117㎡について、5年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇〇へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、10,341㎡となり、利用につきましては、水稻の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に隣接しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、野中農業委員、田中幹生推進委員は、事前確認を行っており、5月15日に事務局において確認を行いました。現地状況については、特に問題がないことを確認しております。

○専門官 続きまして、第4号議案4番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆1,170㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,170㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,647㎡となり、利用につきましては、果樹栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、5月15日に森保農業委員、山口推進委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については果樹の栽培を予定しています。現地状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。

続きまして、第4号議案5番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、琴海戸根町の農地1筆1,545㎡について、長崎県農業振興公社を通じて10年間の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへの利用権の設定を行っていましたが、〇〇〇の

〇〇〇に借受人の移転を行うものです。設定後の経営面積は、8,521 m²となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について報告します。5月15日に私と森山農業委員、事務局とで現地調査を行いました。申請地は利用権の移転を行うもので、利用についてはイチゴの栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○専門官 それでは、第5号議案1番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたします。議案書は7ページから19ページにかけて掲載しております。それでは議案書19ページをご覧ください。表の下の方に集計しておりますが、対象地は見崎町の1,052筆238,297.64 m²でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象地の見崎町は長崎魚市場の南東に位置しています。次が見崎町の全体の航空写真になります。次が拡大したのものになります。拡大した写真が6枚ほどございます。次が現地の写真です。現地の写真が4枚ほどございます。現地の立会いは、令和7年3月6日に井川義英農業委員と宮崎義徳推進委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。また、見崎町は西側の川原果樹園以外はすべての農地が山林化しておりますので、今回は、〇番までの地番を処理しており、〇番からは来月以降に処理したいと考えております。

続きまして、第5号議案非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の20

ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が1件、筆数が1筆、面積で783㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆で、面積は2,915㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員から報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。5月15日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○専門官 それでは、報告事項1についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出は、3件提出されました。続きまして、資料の2ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、3件提出されました。合計6件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、5月9日に開催されました。資料は、3ページと4ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和7年度農業委員会会長・事務局長会議、研修会（前期）について」事務局から報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは報告事項3「令和7年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会（前期）について」ご報告いたします。左上に②-1と記載した報告事項3の冊子の1ページをご覧ください。令和7年5月20日火曜日から21日水曜日にかけて五島市で開催された標記会議に、平尾会長と萩原事務局長が出席されましたので、主な内容についてご報告いたします。次第の項目4の説明・協議の(1)情勢報告の「農業委員会をめぐる情勢と役割」については、資料の2ページをご覧ください。農業委員会への情報提供と依頼事項として、「活かすべき農地の明確化」、「農地利用の最適化活動対策」、「農業者年金受給者協議会の現状と今後の課題」、「人・農地など関連施策の見直しの5年後の見直し」の4項目についての説明がありました。詳細につきましては2ページから20ページに資料を掲載していますので、後ほどご確認ください。

次に項目4の(2)「令和6年度の重点活動の結果」と「令和7年度重点活動目標等」について説明がありました。資料の21ページをご覧ください。令和6年度の各農業委員会における重点活動の取組み実績です。長崎市は右から3番目の農業者年金新規加入者の確保及び一番右の全国農業新聞の委員全員の購読について達成できております。資料22ページをご覧ください。「令和7年度重点活動数値目標」が示されております。前年度に引き続き、④の農業者年金の新規加入者は3名、⑤の全国農業新聞の購読部数目標は116部などが設定されております。目標に向けてご協力いただきますようお願いいたします。

資料23ページをご覧ください。令和7年度は、ひと月に1戸以上の「農家への声かけ」、総会や圃場に移動する際の「農地の見守り」をスローガンとする「ながさき農業委員会1・1運動」に取り組むこととなります。この「農家への声かけ」のなかで農地所有者や担い手の意向把握を行い、地域計画のブラッシュアップを図ります。

次に資料24ページから34ページには令和7年1月15日に長崎県農業会議から長崎県知事あてに提出された意見書に対する回答を掲載していますので、こちらも後ほどご確認ください。

その他、1ページの次第に記載のとおり説明や協議、意見交換が行われております。今回、掲載していない資料については、事務局で閲覧ができますのでご興味のある方は事務局に申しつけてください。また、翌日21日は視察研修を行っております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

○上川農業委員 会長と事務局長は会議への出席お疲れ様でした。資料の1-1の2番ですね。農地利用の最適化活動（新規参入促進）対策として、他の市町の現在の状況がどうあるのかということをお教えいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 新規参入についてはですね、他の市町の状況については資料が出てないんですよ。また今度調べてからお伝えします。

○上川農業委員 よろしくお願ひします。改めて、現在の農業者の中で経営継承及び地区内の事業継承がですね、なかなか難しくなっている。その中で今から情報提供というようないり方では、新しく外部からの参入者も情報をお教へいただき、我々と一緒になつてその行動を共にしていくようにすれば、いい方向に向いていくのかなと思つております。一昨日、うちの管内で新規参入の研修生が作業しておつたわけですが、その彼に聞いてみても、やりやすい方向性で研修生及びその資金の問題について、手厚い方向性があれば、どんどん転換をしていきたいというふうに言つておりましたので、その辺も含めて一緒になつて考えていきたいと思つておりますのでよろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございます。それから、この前、上川委員から親元就農について、具体的な内容はどうなつているのかという質問があつておりましたが、今までは異品目でなくてはならなかつたわけですが、令和7年度から親元就農の場合も、同一品目であっても、支援の対象になりましたので、さらに皆様方から推進をよろしくお願ひしたいと思ひます。他にござひませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら引き続き、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1「全国農業新聞定期購読目標の達成状況について」ご説明させていただきます。左上に③としました、その他の事項の冊子の1ページをご覧ください。令和7年度の目標部数は、まだ正式な通知はきておりませんが、116部となる見込みです。現在の購読部数は、先月の報告以降、増減があつておりませんので、101部となっております。目標達成に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願ひします。

次に、その他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について説明いたします。資料の2ページから3ページに令和7年度上半期の活動記録集計表を掲載しております。先月の総会で決定しましたとおり、今年度の平均活動月日数は8日と設定しておりますので、週に1回「農地の見守り活動」及び「声かけ運動」を行つていただき、目標達成に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。その他の事項1及び2についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ござひませんか。今、新聞の購読部数についての話がありましたけれども、なかなか目標を達成することができていないので、できたら各地域において、どういった人に推進をす

るかということと、それから農業者年金についてもですけど、今年も目標達成できるよう、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他にご意見・ご質問・ご報告などはございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和7年6月、7月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

— 行事予定について説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、これで5月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。